

1-1 計画の背景

本市では、平成18年（2006年）に改正された建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、平成19年（2007年）に札幌市耐震改修促進計画を、平成28年（2016年）には第2次札幌市耐震改修促進計画（以下「第2次計画」という。）を策定し、耐震化施策を進めてきました。

近年、日本各地で大地震が頻発する中、平成30年（2018年）には国の基本方針（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針）が改正され、耐震診断義務付け対象建築物※¹の耐震化の目標が新たに設定されました。

一方、平成30年（2018年）9月には北海道胆振東部地震が発生し、本市でも最大震度6弱を観測して建築物にも多くの被害を受けたことを踏まえ、大規模地震発生時における被害を未然に防止するための取組を早期に進める必要があります。

第2次計画では、計画期間を令和2年度（2020年度）までとしていることから、本市では、法・国の基本方針の改正や耐震化の現状等、建築物の耐震化を取り巻く状況を踏まえて耐震改修促進計画を改定し、第3次札幌市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定します。

1-2 計画の目的

本計画は、誰もが安全で安心して暮らし、生きいきと活動できるまちづくりを進めるため、建築物の地震に対する安全性を計画的に向上させることを目的とします。

1-3 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に基づき、国の基本方針や北海道耐震改修促進計画を踏まえ、策定します。

また、本計画は、札幌市まちづくり戦略ビジョン※²を上位計画とし、関連計画との整合性を図ります。

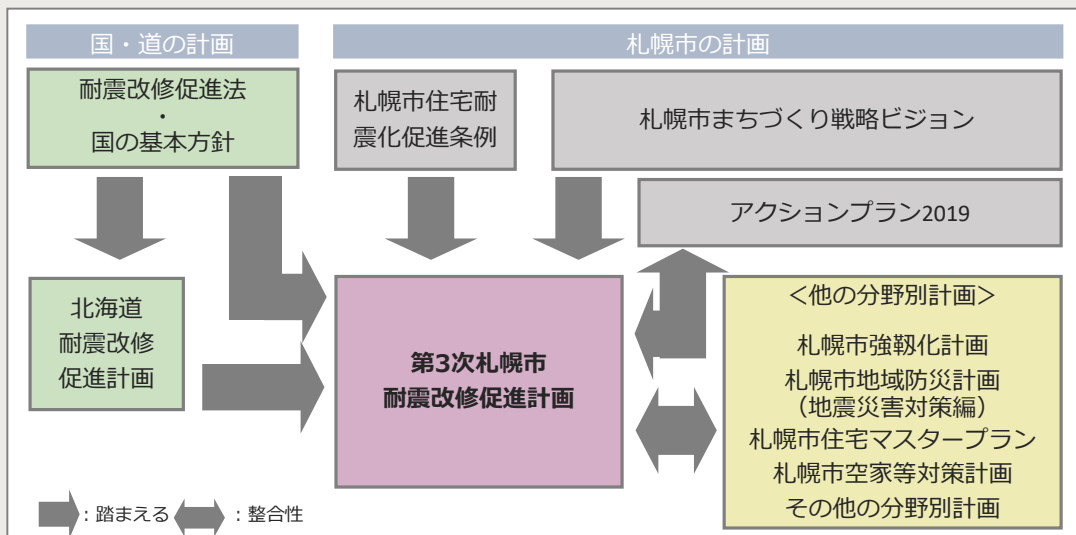


図1-1 耐震改修促進計画の位置付け

1-4 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。なお、社会情勢の変化など、本計画の見直しの必要性が高まった場合には、適宜見直すこととします。

1-5 計画の対象

耐震改修促進法では、建築物の所有者が講ずべき措置として建築物の規模に応じた努力義務を規定しており、多数の者が利用する建築物^{※3}など同法第14条に定める建築物については、耐震診断を行い、その結果地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは耐震改修を行うよう努めることとされています。

また、国の基本方針では、住宅や耐震診断義務付け対象建築物について耐震化率の目標を設定しています。

札幌市まちづくり戦略ビジョンでは、住宅や多数の市民が利用する建築物の耐震化を促進することとしています。また、災害時における市民の円滑な避難や迅速な救助・応急活動を可能とするため、防災拠点や収容避難場所となる建築物、緊急輸送路としての役割を担う道路の沿道に立地する建築物の耐震化を促進することとしています。

これらを踏まえ、本計画は本市の市域全域の建築物のうち、住宅や同法第14条に定める建築物、避難所を対象とします。

【※1 耐震診断義務付け対象建築物】耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられた建築物で、「要安全確認計画記載建築物」と「要緊急安全確認大規模建築物」がある。

○要安全確認計画記載建築物：大地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建築物で都道府県耐震改修促進計画に記載されるものなど耐震改修促進法第7条に規定される建築物

○要緊急安全確認大規模建築物：地震に対する安全性を早急に確かめる必要がある大規模なものとして耐震改修促進法附則第3条に規定される建築物（P25要緊急安全確認大規模建築物の欄に該当する建築物）

【※2 札幌市まちづくり戦略ビジョン】札幌市のまちづくりの計画体系で最上位に位置付けられる総合計画

【※3 多数の者が利用する建築物】耐震改修促進法第14条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物（P25 特定既存耐震不適格建築物の欄に該当する用途・規模の建築物）